

内閣参質二二一第二六号

令和八年四月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問に
対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「速報値その他政府が把握している数値」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「第五十一回総選挙」の執行に係る経費については、国及び地方公共団体において、現在会計処理を進めているところであり、現時点で具体的な金額をお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「第五十回総選挙」の執行に係る経費と比較して、「どの程度の差があるか」及び「どの程度経費が上昇したか」についてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六十三条の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する費用は国庫の負担とすることとされているところ、選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、御指摘の「第五十一回総選挙」の執行に係る経費については、その選挙を適正に行うために必要なものである。

四について

御指摘の「厳冬期以外における選挙執行と比較」及びお尋ねの「追加的負担」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、御指摘の「第五十一回総選挙」に際して、「第五十一回衆議院議員総選挙及び第二十七回最高裁判所裁判官国民審査の投票日等における降積雪対策について」（令和八年一月十九日付け総行管第四十八号総務省自治行政局選挙部長通知）により、「ポスター掲示場の埋没・倒壊、投票用紙・投票所入場券・選挙公報・審査公報等の配布遅延等、予想される積雪による管理執行上の支障に対する措置について、事前に十分検討する」ことを各選挙管理委員会に対し、要請したところである。

五について

御指摘の「短い準備期間での執行」及び「選挙管理委員会の職員だけでなく、休暇を取得していた職員や他の部門の職員も総動員して土曜日や日曜日にも準備を行わせるなど、長時間労働を強いることになったこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、選挙に関する事務の性質上、「第五十一回総選挙」に限らず、平日夜間や休日も含め、選挙管理委員会の職員に時間外労働が一定程度生ずるものと認識

している。

お尋ねの「実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、選挙管理委員会の個々の職員の状況について網羅的に把握しているものではないが、都道府県選挙管理委員会の職員のうち、令和八年一月の時間外労働が最も多い職員の時間外労働の時間数は二百四十四時間であることは把握している。

六及び七について

お尋ねについては、令和八年三月三十日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「解散・総選挙の時期につきましては、物価高対策などについて令和七年度補正予算で当面の対策を措置し、その後順次執行が進んでいたこと、そしてまた、重要な政策転換は主に今年の国会で御審議いただくものが多かったことから、その前に国民の皆様への信を問うべきだと考えたこと、さらには、一月一日の能登半島地震、また奥能登豪雨の犠牲者追悼の日ですとか、一月十七日の阪神・淡路大震災追悼の日を静かな環境で迎える必要があったことなどを考慮したものでございます。その上で、できるだけ早く国会を開会させ、今年度末までの成立が必要な法案や令和八年度予算の早期成立を図り、国民生活への影響を最小限にするため

に、総選挙を速やかに実施をいたしました。」と答弁しているとおりである。

八について

お尋ねの「令和八年度予算の成立が遅れるというリスクを事前に見込んでいた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、暫定予算については、令和八年三月三十日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「予算及び予算関連法案の年度内成立というのは、これは国民の皆様の生活を守っていくためにも、また産業を守っていくためにも大事だということ、この認識は与野党共に同じだと私は考えてまいりました。解散の時点でそのような前提では考えておりません。」及び「年度内の成立はお願いしつつも、可能性としては、そしてまた制度、そういった方法があるということは理解をいたしております。」と答弁しているとおりであります。

九について

お尋ねについては、令和八年三月三十日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「これまで、国民生活に支障を生じさせないよう、令和八年度予算の年度内成立を目指したいと申し上げてまいりました。結果的に、令和八年度予算関連法案については例年になくスピーディーに御審議いただいております、衆

議院では三月十三日に可決いただいております。これは、
政府として令和八年度予算の年度内成立を目指す方針を一貫して申し上げ、与党の皆様にも御協力をお願いしつつ、国会での御審議に誠実に対応してきた成果であると思っております。他
野党の皆様にも御協力をお願いしつつ、国会での御審議に誠実に対応してきた成果であると思っております。他
方、国会審議の進め方は国会で決めていただくものでありますから、年度内の成立が不可欠な予算関連法
案もある中で、国会運営上、野党の皆様から今後の予算審議日程をお決めいただく前提として暫定予算の
編成が必要とのお話もあり、予算の空白は一日も許されないということから、今般暫定予算を編成するこ
ととしたということでございます。」と答弁しており、また、同月三十日の記者会見において、尾崎内閣
官房副長官が「国会において、年度内成立をお認めいただけなかったことは大変残念だと、そのように考
えております。」及び「政府としては、引き続き、令和八年度予算を一日でも早く成立させることが、国
民生活に影響を生じさせないための最善の策であると考えておりまして、誠実な対応を行ってまいりたい
と、そのように考えています。」と述べているとおりである。

十について

国会における予算委員会等の開催については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする

立場になく、また、御指摘の「新たな物価高対策等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和八年三月十一日の記者会見において、高市内閣総理大臣が「今後、原油価格が上昇した場合には、ガソリン価格の上昇が見込まれますが、そうした中であっても、小売価格を全国平均で百七十円程度に抑制するとともに、軽油、重油、灯油などについても同様の措置を講じることとしました。・・・さらに、その後、中東情勢の動向や、それを受けた原油価格の水準も見極めながら、必要な手を打ってまいります。中東情勢の先行きは、いまだ予断を許さない状況でありますことから、事態が長期化する場合にも、息切れすることなく持続的に国民の皆様のお生活をお支えするべく、今後とも、支援の在り方は柔軟に検討してまいります。」と述べているとおりであり、今後も適時適切に対応してまいります。

十一について

前段のお尋ねについては、例えば、令和七年五月に衆議院憲法審査会事務局が作成した「衆議院の解散」に関する資料」において、「諸外国の解散制度」について紹介されていることは、承知している。

後段のお尋ねについては、「制度的検討」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、い

ずれにせよ、政府として、衆議院の解散の在り方について検討を行うことは考えていない。